

高島市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高島市広告掲載に関する取扱要綱（平成19年高島市告示18号）第4条第3項の規定により、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 高島市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容および表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物（高島市屋外広告物条例（平成26年高島市条例第56号）に定めるものをいう。以下同じ。）の内容およびデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要なときは、別に基準を作成することができる。

(規制業種または事業者)

第5条 次に掲げる業種または事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものまたは類する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種または事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 高島市建設工事等指名停止基準に基づき指名停止を受けているもの

2 既に広告掲載中のものであっても、前各号に規定する業種または業者に該当

するに至った場合も同様とする。

(掲載基準)

第6条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) いずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別または名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主な目的とするもの
- キ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠のない表示や誤認を招くような表現）例：世界一、一番安い等
- イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）等
- ウ 人材募集に係る広告であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品にかかるもの
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等にかかるもの
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護または健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例である場合、広告内容に関連する場合その他表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力・犯罪を肯定し助長するような表現のもの

- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ 暴力またはわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当し、街の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名または商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの
- (3) 著しく派手で美観を損ねるようなもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なものその他公衆に不快感をを起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容、デザイン等が次の各号のいずれかに該当するものであって、交通事故の誘発その他交通の安全を阻害するおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するものまたはこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材もしくは鏡状のものまたはこれらに類するものを使用するもの

- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 読ませる広告、4コマ漫画その他ストーリー性のあるもの
 - イ ヌード、水着姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザイン等が判りづらいものその他判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密なもの

(市のホームページに関する基準)

第9条 市のホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についても、この基

準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第10条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課が別表に掲げる各項目について検討または判断するものとする。

2 広告媒体主管課は、内容の訂正、削除等が必要なときは広告主に依頼するものとし、広告主は正当な理由がないときは訂正、削除等に応じなければならない。

付 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

個別項目	広告掲載禁止事項等
人材募集広告	・人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋等の疑いのあるものは認めない。 ・人材募集に見せかけて、商品・材料および機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
語学教室等	・安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。 例：一ヵ月で確実にマスターできる 等
学習塾、予備校等 （専門学校を含む）	・合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
外国大学の日本校	・下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
資格講座	・民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しないこと。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 ・「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しないこと。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 ・資格講座の募集に見せかけて、商品および材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 ・受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。
病院、診療所、助産所	・医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。 ・提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 ・提供する医療の内容に関して、虚偽または誇大な広告を行ってはならない。 ・広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べる表現を行ってはならない。 ・写真については、病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等医療に密接に関わるものは広告できない。 ・マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 ・不明な点は、もよりの保健所等へ確認すること。

施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条または柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。 ・施術者の技能、施術方法または経歴に関する事項は広告できない。 ・法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認を必ず行うこと。
薬局、薬店、医薬品 医薬部外品、化粧品、医療器具（健康器具、コンタクトレンズ等）	・広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
健康食品、保健機能食品、特別用途食品	・広告を掲載する事業者が、事業者の所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課および食品担当課ならびに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	・サービス全般（老人保健施設を除く） - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招くような表現を用いないこと。 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 - ウ アまたはイに掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。 - 例：高島市事業受託事業者 等 ・有料老人ホーム - ア 前項に規定するもののほか、次のアからウまでに掲げる事項を遵守すること。 - イ 厚生労働省有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守すること。 - ウ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 - エ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。 ・有料老人ホーム等の紹介業 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 - イ アに掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしないこと。
不動産事業	・不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記すること。 ・不動産売買や賃貸広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件等の有効期限を明記する。

	・「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。 ・契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等
弁護士、税理士、公認会計士等	・掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。
旅行業	・登録番号、所在地、補償等の内容を明記する。 ・不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等
通信販売業	・返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌、週刊誌等	・適正な品位を保った広告であること。 ・見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること。また、不快感を与えないもの ・性犯罪を誘発、助長するような表現（文言・写真）がないもの ・犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権ならびにプライバシーを不当に侵害するような表現がないもの ・タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。 ・犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないもの ・未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名および写真は原則として表示しない。 ・公の秩序や善良な風俗に反する表現のないもの
映画、興業等	・暴力、賭博、麻薬および売春などの行為を容認するような表現内容のものは掲載しない。 ・性に関する表現で、扇情的、露骨およびわいせつなものは掲載しない。 ・いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 ・内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。 ・ショッキングなデザインは使用しないこと。 ・その他青少年に悪影響を与えるおそれがあるものは掲載しない。 ・年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
占い、運勢判断等	・掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。 ・占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 ・料金や販売について明示すること。
結婚相談所、交際紹介業	・一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会に加盟していることを明記すること。（加盟証明の提示が必要） ・掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。

調査会社、探偵事務所等	・掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場	・掲載内容は、名称、所在地および一般的な事業案内等に限定する。 ・出版物の広告は、主張の展開および他の団体に対して言及（批判・中傷等）するものは掲載しない。
募金等	・厚生労働大臣または都道府県知事の許可を受けていること。 ・下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
質屋、チケット等再販売業	・個々の相場、金額等の表示はしないこと。 例：〇〇〇のバッグ 50,000円、 航空券 東京～福岡 15,000円 等 ・有利さを誤認させるような表示はしないこと。
トランクルームおよび貸し収納業者	・「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。 ・「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」 等
ダイヤルサービス	・ダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断すること。
規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	・第5条に規定する規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
その他表示についての注意事項	・割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：「メーカー希望小売価格の30%引き」 等 ・比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 ・無料で参加、体験できるもの 費用がかかる場合がある時には、その旨を明示すること。 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」等 ・責任の所在、内容および目的が不明確な広告 ア 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。 イ 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。なお、連絡先については固定電話または携帯電話とする。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。ただし、バナー広告のような広告サイズの都合上、連絡先が掲載できない場合はその限りでない。

- ・肖像権、著作権
無断使用は認めない。（確認が必要）
- ・宝石の販売
虚偽の表現は認めない。（公正取引委員会に確認の必要あり。）
例：「メーカー希望価格の５０％引き」等
（宝石には通常、メーカー希望価格は定められていない）
- ・個人輸入代行業等の個人営業広告
- ・アルコール飲料
ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は２０歳を過ぎてから」等
イ 飲酒を誘発するような表現は行わないこと。
例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿 等